

足利市公告第90号  
令和6年3月29日

昭和49年11月14日付け足利市公告第48号により公告した足利農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定により公告する。

なお、法第13条第4項において準用する法第12条第2項の規定により、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

足利市長 早川 尚秀



- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
足利市本城三丁目2145番地  
足利市役所産業観光部農政課
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧期間  
令和6年3月29日以後常時備え置いてあります。
- 3 変更の内容

| 項目 | 町名   | 字名 | 地番          | 変更の内容                 |
|----|------|----|-------------|-----------------------|
| 1  | 多田木町 | 前田 | 305番<br>の一部 | 用途区分の変更<br>農地→農業用施設用地 |

4 計画の変更箇所

| 地区・区域番号 | 現行            | 変更後  |
|---------|---------------|--|
| A-27    | 田<br>多田木町305番 | 田<br>多田木町305番の一部<br>農業用施設用地<br>多田木町305番の一部 |

(農政課)